

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5・6・7年度 リニア駅周辺整備事業 公民協働ブランドクリエイイトプロジェクト業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

飯田市では、リニア中央新幹線開業に向けてリニア駅周辺整備に関する「リニア駅周辺整備基本設計」（以下「基本設計」という。）を令和元年12月に策定し、その後リニア駅周辺整備デザイン会議やリニア駅周辺整備ワークショップなどの議論を踏まえて「飯田・リニア駅前空間デザインノート」をとりまとめ、今後、具体的に進めるリニア駅周辺整備における基本方針をとりまとめた。

そのなかで、「将来の運営事業者候補が、ビジョンづくりから関わるプロセス」が位置づけられている。

- ・リニア駅では、事業リスクと公共性を持ち、地域の魅力を伝えることができる民間事業者等を主体としたサービス提供を目指し、従来の方法とは逆のプロセスで、官民連携に取り組んでいきます。
- ・将来の運営事業者候補がビジョンづくりから関わることにより、官民連携による施設デザインの検討、管理運営の範囲や運営方式等の具体化に取り組んでいきます。

（飯田・リニア駅前空間デザインノートより）

また、リニア駅周辺における整備については、令和元年度及び令和2年度に各種都市計画決定及び事業認可を取得し、令和5年度より工事着手を予定していることから、上述のデザインノートにも記載があるとおりの「つくる」より「つかう」ことを重視した施設整備に向けて官民連携の具体的な事業化が必要となっている。

そのため、本業務は、リニア駅周辺整備事業のプロジェクト体制における次世代インフラプロジェクト、トータルデザインプロジェクトとの連携を図りながら、リニア駅周辺の価値向上に向けた意志決定機関である（仮称）推進会議との調整や、官民連携による事業組成、分野横断的な情報発信、コア事業者の公募に向けた事業者の育成や事業者間の連携（プラットフォームの設立）を行うなど、飯田・リニア駅周辺における官民連携事業の包括的な業務を遂行することを目的とする。

(3) 業務内容

※別紙「特記仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

飯田・リニア駅前空間デザインノートにおけるリニア駅周辺整備エリア（約6.5ha）及び、リニア駅を基点としたまちづくりにかかる周辺エリア

(6) 提案限度額

66,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

・この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

・価格提案書を提出する際は、上記提案限度額を超えてはならない。

(7) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

(8) プロポーザルの採用理由及び導入効果

本業務は、価格のみによる競争入札に適しておらず、実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して事業者を選定する必要があるため、発注業務にかかる企画提案書の提出を受け、当該発注業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定する。

2 参加資格

本企画提案へ参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

ただし、ジョイント・ベンチャー等複数の法人その他の団体でプロジェクトを構成する場合、すべての事業者が以下の条件をすべて満たしていれば、別紙「特定業務共同企業体結成要領」の定めるところにより、本企画提案へ参加できるものとする。

(1) 飯田市入札参加資格者名簿に登録されている者、または参加表明書提出期限までに名簿登録を行い、当市の承認を得た者であること。

（営業種目は「計画策定（都市）」に登録があること）

(2) プロポーザル方式を行う旨を公告した日から当該プロポーザル方式における契約の相手方の決定の日までの間において、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 24 年 3 月 30 日飯田市告示第 42 号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。

3 スケジュール

内 容	日 程
企画提案募集開始	令和5年4月7日（金）
参加表明書等提出期限	令和5年4月20日（木）17時必着
参加資格審査結果通知	令和5年4月21日（金）
質問書提出期限	令和5年4月25日（火）17時必着
質問回答	令和5年4月28日（金）
企画提案書等提出期限	令和5年5月15日（月）17時必着
審査実施（プレゼンテーション）	令和5年5月22日（月）
審査結果発表（優先交渉権者決定）	令和5年5月下旬（予定）

※参加事業者は上記日程に対応すること。

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

4 担当部署

飯田市リニア推進部 リニア整備課 駅周辺整備計画係（担当：前澤、平井、原）

〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地

電 話：0265-22-4511（内線：3332、3334、3336） F A X：0265-22-5371

電子メール：linear-seibi@city.iida.nagano.jp

5 参加表明書等の提出

本業務に係る企画提案へ参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

（1）提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式自由、ただしA4版とする。複数の法人その他の団体で構成する場合は、各社の会社概要。）
- ③ 業務実績（様式2）
- ④ 本業務に配置予定の業務実施責任者の経歴書（様式3）
- ⑤ 機密保持誓約書（様式4）
- ⑥ 特定業務共同企業体資格審査申請書（様式9、複数の法人等で構成する場合に添付する。）
- ⑦ 特定業務共同企業体協定書（複数の法人等で構成する場合に添付する。）

（2）提出部数 各1部

（3）提出期限 令和5年4月20日（木）17時必着

（4）提出場所 上記「4 担当部署」に同じ

（5）提出方法 持参または郵送により提出

（6）参加資格の審査 参加資格については、提出書類に基づき審査します。

6 質問書の提出及び回答

本実施要領等の内容について質問がある場合、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式5）
- (2) 提出期限 令和5年4月25日（火）17時必着
- (3) 提出場所 上記「4 担当部署」に同じ
- (4) 提出方法 電子メールにより提出。件名を「企画提案に関する質問（事業者名）」とすること。また、提出後、電話で「4 担当部署」に電子メール到着確認を行うこと。なお質問は、参加表明書等が提出されていることを前提条件とする。
- (5) 回答方法 令和5年4月28日（金）に全参加者宛てに電子メールにより行う。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 企画提案書等の作成

企画提案書及び価格提案書は、別紙「特記仕様書」に示す内容を満たすために具体的な提案がわかるように作成すること。

(1) 企画提案書

企画提案書は、以下の点に留意のうえ作成すること。

- ① 企画提案書は、表紙、目次、本編で構成すること。カラー、白黒は問わない。
- ② 「企画提案書（様式6）」を表紙とすること。
- ③ 本編は、A4（縦横問わない）とすること。
- ④ 企画提案書は、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いて記述すること。
- ⑤ 企画提案にあたっては、次の点を踏まえて行うこと。
 - ・コロナ禍における事業リスクを踏まえた提案とすること。
 - ・当市がこれまで取り組んできたまちづくりの姿勢（市民協働）や実情、社会情勢を反映した提案とすること。
 - ・開業を見据えた業務委託完了後の計画を含めた提案とすること。
- ⑥ 工程表（様式自由、ただしA4版とする。業務委託期間の工程、令和9年度の開業を見据えた中・長期計画の工程の2種類作成する。ただし、長期契約を約束するものではない。）
- ⑦ 業務参考見積は、「価格提案書（様式7）」に提案金額を記載すること。
また、価格提案書に記載された金額の根拠が分かる内訳明細書（様式任意）を添付することとし、金額は税込みとすること。

(2) 留意事項

- ① 郵送及び搬送中の破損、遅延等については、発注者は責任を負わない。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出部数 12部及び電子データ一式
- (2) 提出期限 令和5年5月15日(月)17時必着
- (3) 提出場所 上記「4 担当部署」に同じ
- (4) 提出方法 持参または郵送により提出すること。電子データについてはCD-Rにデータを格納し、提出すること。

9 業務の再委託

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

受注者は、本業務の遂行にあたりその一部を再委託しようとする場合は、以下により再委託計画書を提出すること。

なお、再委託先の事業者についても、「2 参加資格」(2)～(4)の要件を満たすこと。

- (1) 提出書類 再委託計画書 (様式8)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限、提出場所、提出方法は、上記8の企画提案書等の提出に同じ。

10 審査方法

参加表明書、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について「リニア駅周辺整備事業 公民協働ブランドクリエイティブプロジェクト業務委託プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において、「評価基準表」に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

(1) 審査委員会

役職	委員	備考
委員長	高田 修	飯田市 副市長
委員	小澤 一郎	リニア駅周辺整備プロジェクト連携会議 学識者
	北川原 温	リニア駅周辺整備プロジェクト連携会議 学識者
	原田 太仁	飯田市 総務部長
	林 健吾	飯田市 企画部長
	橋本 力	飯田市 市民協働環境部長
	清水 秀敏	飯田市 産業経済部長
	井田 光則	飯田市 建設部長
	小倉 博明 牧島 光宏	飯田市 リニア推進部長 飯田市 リニア駅周辺整備担当参事
事務局	村下 真一	飯田市 リニア推進部 リニア整備課長
	前澤 盛富	飯田市 リニア推進部 リニア整備課係長
	平井 隆志	飯田市 リニア推進部 リニア整備課
	原 英莉子	飯田市 リニア推進部 リニア整備課

(2) 審査概要

「8企画提案書等」の内容についてプレゼンテーションでの評価を行う。

- ・日時及び場所 令和5年5月22日(月) 14時30分から
場所は、別途案内する。
- ・実施時間 提案説明は、各事業者20分程度とする。
その後質疑応答を10分程度行う。

(3) 評価及び審査について

審査委員会において、別表「評価基準表」の評価項目について配点のとおり評価を行い、選定を行う。

(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者の決定

審査の結果から評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点の場合は、評価基準表中、「③業務に関する提案」の合計点数が高い者を優先交渉権者とする。「③業務に関する提案」の合計点数も同点の場合は、「⑥総合評価」の点数が高いものを優先交渉権者とする。「⑥総合評価」の点数も同点の場合は、「④価格提案書」の点数が高い者を優先交渉権者とする。

応募者が1者である場合もプロポーザルは成立するものとする。ただし、各委員の評価点の平均点が満点の60%に満たない場合は優先交渉権者に選定しない。

(5) 受注者の決定

優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当市と協議の上、当市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、当市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、全参加者に書面にて通知する。なお、契約締結後に審査結果の概要を飯田市ホームページに掲載する。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション審査の参加等一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 企画提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- (4) 必ずしも企画提案書の内容で契約を保証するものではない。
- (5) 企画提案に関する提出期限後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ① 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
 - ② 企画提案者の記名及び押印を欠く場合
 - ③ 誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
 - ④ 価格提案書の記載金額が提案限度額を超えた提案
- (8) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
 - ① 企画提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
 - ② その他、実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
 - ③ 審査委員関係者と不正な接触等を行った場合